

医療法人社団慶勝会 介護職員初任者研修 学則

(事業者名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者（以下「当法人」という。）が実施する。
医療法人社団 慶勝会 千葉県館山市浜田 110 番地 1

(研修事業の名称)

第2条 研修事業の名称は次の通りとする。
医療法人社団 慶勝会 介護職員初任者研修

(実施課程及び形式)

第3条 次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。
介護職員初任者研修課程（通信形式）

(開講の目的)

第4条 介護保険法施行令第3条の規定により、介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々の多様化するニーズに対応した、質の高い介護サービスが提供されるよう、専門的な知識・技術を有する介護職員の養成を行うものとする。

(講義・演習室)

第5条 講義：医療法人社団 慶勝会 管理部 2階 研修会議室
千葉県館山市沼 1599 番地 1、TEL.0470-25-7300
赤門整形外科内科 研修会議室
千葉県館山市沼 1619 TEL.0470-22-0008
介護老人保健施設 なのはな館 みさき 研修会議室
千葉県館山市浜田 110 番地 1 TEL.0470-29-2700
サテライト型小規模介護老人保健施設 なのはな館 なぎさ
千葉県館山市北条 2832 番地 TEL.0470-24-2700
演習：介護老人保健施設 なのはな館 みさき 研修会議室
千葉県館山市浜田 110 番地 1 TEL.0470-29-2700
サテライト型小規模介護老人保健施設 なのはな館 なぎさ
千葉県館山市北条 2832 番地 TEL.0470-24-2700

(研修期間)

第6条 年1回開講し、9月～11月とする。

(講師の氏名及び担当科目)

第7条 研修を担当する講師は別紙2のとおりとする。
※但し、講師の都合により変更になる場合がある。

(シラバス)

第8条 シラバス（別添2-2）を参照。

(受講資格・定員)

第9条 受講資格及び定員は次のとおりとする。

<受講資格>

- ① 介護に係る基礎的な知識と技術の習得を希望される者、または将来介護の仕事に従事される予定の者。
- ② 演習・実習など通学可能な者。
- ③ 修学に支障のない心身ともに健康である者。
- ④ 身分証明が確実にできる者。

<定員>

1回12名（但し、応募者が4名以下の場合は開講を中止する場合がある。）

(受講手続及び本人確認の方法)

第10条 受講手続は次のとおりとする。

- ① 当法人指定の申込用紙に必要事項を記載し、本人確認書類を同封の上、郵送にて期日までに申し込む。
または、当法人ホームページの申込フォームから申し込む。
- ② 受講決定を受講生宛に通知する。

※先着順のため定員に達した場合は受講をお断りする場合があります。

(受講料及び受講料支払方法)

第11条 研修受講料は次の通りとする。

Aコース 0円（奨学金制度を希望する方）

Bコース 45,000円（テキスト代、消費税含む）

支払方法については、受講開始までに指定口座へ振込にて一括して支払うこと。その他交通費、振込手数料、補講費等については受講者の負担とする。

(解約条件及び返金の有無)

第12条 受講決定通知後に受講者より受講希望の取り下げを行う場合、テキスト代を負担するものとする。研修の途中でやむを得ない事情により受講が困難になった場合には、慶勝会研修事務局に辞退届を提出するものとする。その場合、受講料の返金はしない。なお、当法人の都合により講座を中止した場合には全額返金する。

(受講者の個人情報の取扱)

第13条 受講者から取得した個人情報については、研修事業に関する連絡事項や運営においてのみに使用する。なお、修了者は千葉県の管理する修了者名簿に記載される。

(研修修了の認定方法)

第14条 研修の全課程を修了し、1時間の修了評価筆記試験にて技術・知識の取得が7割以上であることを確認した場合、修了証明書（携帯用含む）を交付する。全過程の修了とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目について、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

<研修の修了年限>

8か月以内。但し、病気等やむを得ない理由がある場合は、1年6か月以内とする。

<修了評価筆記試験不合格時の取扱い>

不合格者には再試験を実施する。再試験費用は無料とする。

但し、2回目の試験の結果不合格となった者は、別途補習を設けてから再試験するものとし、補習料金は1時間3,000円（税込）とする。

(補講の方法及び取扱)

第15条 原則、講義及び演習の欠席は認めない。

但し、病気等やむを得ない事情により、研修の一部を受講できなかった場合、補講等により同等の知識が得られた場合に研修修了者と認定する。

なお、補講については欠席1日につき5,000円（税込）の別料金を徴収するものとする。

(科目免除の取扱)

第16条 免除科目の取扱いなし。

(奨学金制度)

第17条 当法人に介護職として就職を希望する受講生に対し審査のうえ、奨学金を貸与する。

研修修了後、一定期間以上勤務した場合に全額返済免除とする。

(修了証書を亡失、毀損した場合の取扱)

第18条 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者本人の申し出により再発行を行うことができる。なお、再発行依頼の際には下記の書類を提出するものとする。

- ① 身分証明証書の写し
- ② 再発行手数料 1,000円（税込）

(その他必要な事項)

第19条 遅参の取扱：理由の如何にかかわらず認められない。但し、電車遅延等については公共機関発行の遅延届の提出により研修開始から10分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合は事前に連絡を行うこととする。

受講の取消：次の各号に該当する者は受講を取り消すことが出来る。

- ① 当法人の必要な照会に対して虚偽回答や拒否をしたとき。
- ② 本研修あるいは当法人の名誉を毀損または秩序を乱したとき。
- ③ 故意に当法人の施設・設備を毀損したとき。
- ④ 受講申込者とは別の者が本研修を受講したとき。
- ⑤ 他者に罹患する恐れのある感染症にかかっている者（なお、感染症の疑いがある場合は診断書を提出のうえ、非感染が明確になるまで受講は中断する）。
- ⑥ 講義、演習等の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行う、或いは、講師・職員等の指導者の指示に従わず、再三の当法人による勧告に対し改善が認められないと判断したとき。

- ⑦ 疾病やその他事由により当法人にて定められた履修カリキュラムを期間内に全ての科目を修了できなかったとき。
- ⑧ 受講申し込み後、研修受講に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明したとき。

- ⑨ 本規定に定める書類の提出に応じなかった場合の他、その他処分を相当とする行為があり、当法人がそれを決定したとき。

なお、受講の取り消し事由に該当し受講の取り消し退講となった場合は、一切の返金を行わないものとする。

また、感染症やその他疾病等を有する等心身状況と照らし、受講状況に耐えることが困難と当法人が判断した場合は、その判断の為に診断書の提出を求める場合がある。上記事由以外、激甚災害などの自然災害にて当法人における研修遂行が困難となった場合は、当法人と受講生の間で協議を行い、研修の進捗状況等を勘案して、その適当額を返金することとする。

その他留意事項：個人情報保護については以下の通りとする。

受講者が講義及び演習で知り得た当法人の講師・職員・利用者等の個人情報をみだりに他者へ知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(研修事業責任者)

第 20 条 研修担当部署：医療法人社団 慶勝会

研修責任者：研修事務局

(施行細則)

第 21 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認める時は、当法人がこれを定める。

(附則)

第 22 条 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日改定した。

この学則は、2022 年 1 月 15 日改定した。

この学則は、2023 年 5 月 24 日改定した。

この学則は、2023 年 6 月 28 日改定した。

この学則は、2024 年 5 月 10 日改定した。